傷病手当金の支給における「直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数」の期間の考え方【標準的な例】

2022-07-01 札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課

※　給与の支給状況は多岐にわたることから、本例を標準・基本としつつ、個々の事例を検討していただくこととなります。

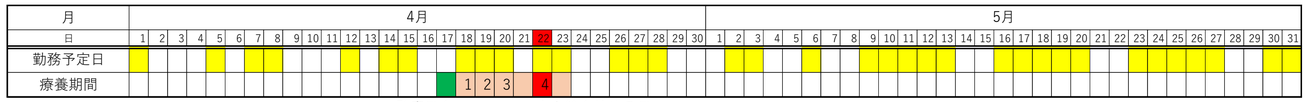

【A】労務に服することができなくなった初日

4月18日

【B】傷病手当金の支給を始める日（【A】以降、労務に服することができなくなった日を1日目として、3日経過した後の「労務に服することを予定していた日」）

4月22日

傷病手当金の額　　【B】の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の合計額を就労日数で除した額の2/3（四捨五入などの詳細記載は省略）

※　**給与等は合計額が確定しているもの＝「給与計算期間が過ぎたもの」**

●「申請書（３：事業主記入用）」（２）の勤務状況に記入していただく必要がある期間

末日〆の月給	1月1日	から	3月31日	（1月、2月、3月の3月分の欄を使用する）
25日〆の月給	12月26日	から	3月25日	（12月、1月、2月、3月の4月分の欄を使用する）
20日〆の月給	1月21日	から	4月20日	（1月、2月、3月、4月の4月分の欄を使用する）
15日〆の月給	1月16日	から	4月15日	（1月、2月、3月、4月の4月分の欄を使用する）
10日〆の月給	1月11日	から	4月10日	（1月、2月、3月、4月の4月分の欄を使用する）
5日〆の月給	1月6日	から	4月5日	（1月、2月、3月、4月の4月分の欄を使用する）

※上記例の場合の一番の直近期間について（支給を始める日と給与計算期間は重複しない期間とする）

21日〆の月給	1月22日	から	4月21日	（1月、2月、3月、4月の4月分の欄を使用する）
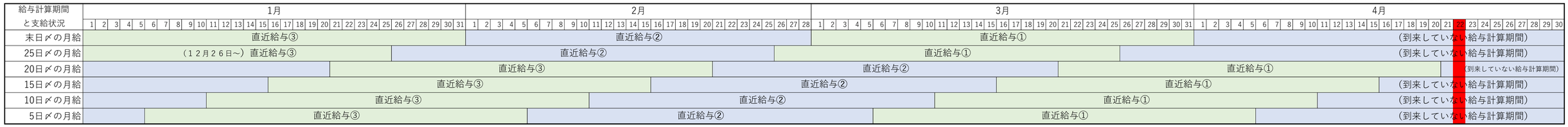
ここからの直近3月分の賃金計算期間の状況を確認する↓